

平成 30 年 6 月 27 日

受験者各位



一般社団法人専門士検定協会

検定部 検定委員会

謹啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。皆様から問合せを頂いておりました、過去問題の解釈及び疑義について、検定委員会において、下記の通り回答させていただきますのでご確認下さい。今後ともよろしくお願い申し上げます。

謹白

- ① 開局時間内に処方箋をFAXで受け取り受付・調剤をしたが、患者が処方箋の原本を持参したのが、時間外加算の対象時間であった場合は、時間外加算を算定できるか？

【経緯】

当該問題は、類似問題も含み、過去問題の解答について皆様から質問が多く寄せられました。現場では、論理上算定できるものを、算定しないというケースがあることも事実で、当該問題も解釈が一律に出来かねる面もありました。そのため、過去問題の解答は、当該検定試験実施時点での解釈及び傾向を踏まえて決定しておりましたが、受験される方々を第一に考え、当該問題について、当協会としての見解を明確にする必要があると判断致しました。平成 30 年 6 月時点で、地方厚生局に確認した内容を踏まえ、今後、当該問題については、下記のように解釈致します。尚、社会状況等により、解釈を変更せざるを得ない場合は、予め、当協会 HP 等で告知致します。

【見解】

FAXで送信された処方箋により、受付・調剤した場合は、患者が処方箋原本を持参した時点で、調剤が完了したものとする。

従って、FAXを受け付け、調剤をした時間が時間外加算等の対象時間であっても、患者が原本を持参した時間が、通常の開局時間であった場合は、時間外加算等は算定できない。

逆に、FAXは通常の開局時間内に受取り調剤をしたが、患者が処方箋原本を持参した時間が時間外加算等の対象時間であった場合は、時間外加算を算定できる。

※いずれの場合も、処方箋の有効期間内に、患者が処方箋原本を持参したことが前提とされる。

② 第 31 回 1 級実技試験 一部負担金欄の記載は、四捨五入する前の数字ではないか？

【回答】

一部負担金欄は、「3,390」ではなく、「3,392」である。（公費負担分 1696 点 → 法別 54 の 2 割負担の患者→窓口負担 3392 円）

【経緯】

作問当時の資料等の精査を行い、各委員の見解を確認しました。

その結果、当初、一部負担金欄の記載を「四捨五入させる形式」で出題する予定でしたが、患者情報の誕生日設定を誤ってしまったため、一部負担金欄の記載が異なる事態が生じてしまいました。

作問当初は、高齢受給者（一般所得）を想定していたため、公費 54 で一部負担金が自己負担上限額に達しなかった場合、四捨五入した後の金額を記載するが正答でしたが、70 歳未満に変更したため、ご指摘の通り、四捨五入する前の金額が正答となってしまいました。

謹んでお詫び申し上げます。

尚、発覚後、すぐに当該問題の再採点を行いました。繰上げ合格者はおりませんでした。

今回の件を踏まえ、検定委員及びモニター受験者等にも、点検業務を徹底するように指導致しました。今後はこのような事がないよう、スタッフ一同、努めてまいりますので、何卒ご容赦賜りたく、重ねてお詫び申し上げます。